

# 令和4年度サービス管理責任者更新研修・児童発達支援管理責任者更新研修（3回目）

## 開催要項

### 1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とします。

### 2. 実施主体

島根県（実施機関：島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

### 3. 期日・定員・会場

|             | 開催期日         | 開催場所                                      | 定員   | 申込締切日        |
|-------------|--------------|---|------|--------------|
| 3<br>回<br>目 | 令和5年2月16日（木） | 朱鷺会館<br>出雲市新町2丁目2456-4<br>TEL0853-24-9857 | 100名 | 令和4年12月9日（金） |

### 4. 受講対象者

平成30年度までにサービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修を修了した者

注）平成30年度までにサービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修を修了した方は、令和5年度末までに更新研修を受講しなければ資格が失われますのでご注意ください。

### 5. 申込方法・受講決定・受講料

①各**申込締切日 17時(必着)までに**、別紙「申込書」により、お申し込みください（FAX可）。

※期限を過ぎての受講申込は受け付けません。

②申込書と併せ、下記証書の写しを添付してください。

サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修の修了証の写し

③受講を決定した場合、「受講決定通知」を送付します（各開催期日2週間前頃発送予定）。

**※定員を超える申込みがあった場合は申込書に記載された受講優先順位等を考慮して受講者を選考する場合があります。また、現に障害者支援施設等（※1）においてサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事している方に優先的に受講いただけるよう選考します。**

※1 指定障害者支援施設等とは、指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所のことを言います。

④受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料が発生する場合にはご負担ください）。

⑤受講料 ひとり 3,000円

⑥決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、請求書に記載された期限までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします（手数料は事業所負担）。

⑦この受講決定は事業所等における配置要件を満たすことを確約するものではありません。実務経験が配置要件を満たすかについては、指定権限のある県または松江市におたずねください。

### 6. 修了証書の交付等

①定められた日程を修了された受講者には島根県知事名の修了証書が交付されます。

②地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。

※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。

③欠席、遅刻、早退等により要件を満たさない場合や受講態度が著しく不良であると認められた場合（注1）、また内容を理解していないと判断された場合は、発行されない場合がありますのでご了承ください。

注1) ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為

②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワークに等において消極的な態度も含む）

③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

## 7. その他

①**昼食は各自でご準備ください。**

②研修期間中の出席管理に伴い各講義後に出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）

③会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。

④研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。

⑤駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。

⑥新型コロナウイルス感染症に関する状況や地震・台風等、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載された FAX 番号あて（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。

⑦受講者の健康状態によっては、参加をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。

⑧感染症対策の一環として、必ずマスク着用の上ご参加ください。

⑨車椅子席の用意等が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

## 8. 申込み・お問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F 担当/足立・永瀬

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 <https://www.shimane-fjc.com/>

## 9. 会場案内

《朱鷺会館》出雲市新町 2 丁目 2456-4 番地 TEL 0853-24-9857

JR 西出雲駅南口より徒歩 10 分



受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

## 令和4年度 サービス管理責任者更新研修・児童発達支援管理責任者更新研修（3回目）日程表

朱鷺会館（出雲市西新町2丁目2456-4）

| 時間                     | 科目                        |
|------------------------|---------------------------|
| 8:30～8:50              | 受付                        |
| 8:50～9:00              | 開会                        |
| 9:00～10:00             | 障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向（講義） |
| 10:00～12:00<br>（小休憩あり） | 事業所としての自己検証（演習）           |
| 12:00～13:00            | 昼食休憩                      |
| 13:00～15:00            | サービス管理責任者等としての自己検証（演習）    |
| 15:10～17:00            | 関係機関との連携（演習）              |

※時間配分はあくまで予定です。変更の可能性がありますのであらかじめご承知おきください。

### ◎ サービス管理責任者の配置が必要なサービス

- 自立訓練(生活訓練)
- 自立訓練(機能訓練)
- 就労継続支援 B 型
- 生活介護
- 共同生活援助
- 就労移行支援
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 就労継続支援 A 型
- 療養介護

※居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害者包括支援は該当しません。

### ◎ 児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス

- 児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 医療型障害児入所施設
- 医療型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 放課後等デイサービス
- 福祉型障害児入所施設